



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示 第 39 号

島根地方最低賃金審議会は、島根県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、島根県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 7 月 28 日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町 134 番 10 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 14 日

島根労働局長

中 村 昭 彦

